

令和6年度福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金交付要綱

令和6年4月1日
6福祉障地第15号

(通則)

第1条 東京都（以下「都」という。）は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）について、「令和5年度福祉・介護職員処遇改善支援事業の実施について」

（令和6年2月8日障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知及び令和6年2月8日こ支障第26号こども家庭庁支援局長通知（以下「国実施要綱」という。））の別紙に基づき、事業者に対し、福祉・介護職員の賃金改善を行うために必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、国実施要綱に定めるところによるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応を見据えつつ、福祉・介護職員の人材確保という喫緊の課題に対応するため、賃上げに必要な財政措置を早急に講じる観点から、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員の賃金を2%程度（月額平均6千円相当）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の全部又は一部を委託して実施することができる。

(事業の内容)

第4条 令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して2%程度（月額平均6千円相当）の賃金改善を行う障害福祉サービス施設・事業所等及び障害児通所支援事業所又は障害児入所施設（以下「施設・事業所」という。）に対し、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金として、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

(対象事業所)

第5条 本事業の対象となる事業所は、別表1に掲げるサービス類型の施設・事業所であって、都内に所在し、交付対象期間の各月において、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）を算定しており、かつ第9条の賃金改善等の要件を満たすものとする。

ただし、ベースアップ等加算の算定に必要な準備・届出等が間に合わない場合に限り、令和6年2・3月はベースアップ等加算を算定していなくてもよいものとし、令和6年4月からベースアップ等加算を算定していれば、本事業の対象とする。また、第12条の計画書の提出時点で令和6年5月までに廃止・休止となることが明らかになっている施設・事業所は、本事業の対象外とする。

なお、指定基準上、福祉・介護職員が配置されていない、別表2に掲げる地域相談支援及び計画相談支援並びに障害児相談支援事業所については、本事業の対象外とする。

(対象者)

第6条 本事業による賃金改善の対象者は、本事業の対象となる施設・事業所に勤務する福祉・介護職員とする。施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本事業が福祉・介護職員の処遇改善を目的とするものであることを十分に踏まえた上で、賃金改善を実施するものとする。

本事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算及びベースアップ等加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、夜間支援従事者、共生型障害福祉サービス等事業所及び特定基準該当障害福祉サービス等事業所に従事する介護職員、就労定着支援員（※1）、地域生活支援員（※1）、児童指導員、保育士、職業指導員、共生型障害児通所支援事業所及び基準該当障害児通所支援事業所に従事する福祉・介護職員

（※1）就労定着支援員及び地域生活支援員は令和6年4月から対象とする。

（※2）各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象となること。

（※3）上記の他、各施設・事業所の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」（賃金向上達成指導員配置加算）

② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」（目標工賃達成指導員配置加算）

③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」（児童指導員等加配加算におけるその他の従業者）

(対象期間)

第7条 令和6年2月から5月までの期間とする。

(補助額)

第8条 交付対象期間中の施設・事業所に対する各月分の交付額は、以下の式により確定することとする。

交付額＝ $a \times b$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額

障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス類型別交付率（別表1）

なお、aについて、令和6年2月分以降の報酬の額に誤りがあり、過誤調整を実施した場合は、当該過誤調整分を含む（令和6年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を2か月間対応する。その際、令和6年7月末日までに生じ、令和6年8月10日までに審査支払機関により受け付けられた過誤調整については、交付額に反映させることとする。

(賃金改善等の要件)

第9条 本事業の対象となる事業所等を運営する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設、障害児通所支援事業者又は障害児入所支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、次の（1）から（4）までに掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 賃金改善の実施

障害福祉サービス事業者等は、交付額に相当する福祉・介護職員等（福祉・介護職員以外のその他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所については、その他の職員を含む。以下同じ。）の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

(2) 賃金改善の開始時期

障害福祉サービス事業者等は、原則として、令和6年2月分の賃金から賃金改善を実施しなければならない。ただし、賃金計画の変更に時間を要する等、やむを得ない場合は、令和6年2月分の賃金改善に限り、令和6年3月分と一括して行うこととしても差し支えない。

(3) 賃金改善の方法

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。その際、障害福祉サービス事業者等は、特定した賃金項目を含め、交付金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和6年6月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

また、障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員の安定的な処遇改善に向け、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、令和6年4・5月分の交付額の3分の2以上の賃金改善を、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）の引上げにより行わなければならない。その際、令和6年6月以降の福祉・介護職員処遇改善加算等の制度の見直しによる加算率の引上げを見据え、賃金改善の方法としてはベースアップ（賃金表の改訂により基本給等の水準を一律に引き上げること。以下同じ。）を基本とする。また、障害福祉サービス事業者等が本交付金による賃金改善の対象とする福祉・介護職員・その他の職員について、それぞれの区分毎に、賃金改善額の3分の2以上を基本給等に充てるよう努めること。

なお、基本給等の引上げについては、就業規則・賃金規程等（以下「就業規則等」という。）の改訂に時間を要する必要があることを踏まえ、令和6年4月分からの実施で差し支えないこととしているが、就業規則等の改訂が間に合うのであれば、令和6年2月分の賃金から、基本給等の引上げに努めること。

(4) その他の要件

ア 賃金改善方法の周知について

障害福祉サービス事業者等は、当該施設・事業所における賃金改善を行う方法等について第12条の福祉・介護職員処遇改善計画書を用いて職員に周知するとともに、就業規則等を改訂した場合には、その内容についても職員に周知しなければならない。

また、職員から福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る賃金改善に関する照会があった場合には、当該職員に関係する賃金改善の内容について、書面を用いる等の方法で分かりやすく回答すること。

イ 労働法規の遵守について

障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の目的等を踏まえ、労働基準法等の労働法規を遵守しなければならない。

(補助金の支払い)

第10条 障害福祉サービス事業者等に対する交付については、毎月、障害福祉サービス等報酬総額が確定した段階で支払うことを基本とする。ただし、令和6年2月分及び3月分については、同年4月分と合わせて支払うこととする。

また、交付額の算定根拠となる毎月の障害福祉サービス等総額は、障害福祉サービス事業者等が東京都国民健康保険団体連合会（以下「都国保連」という。）へ送付した請求情報に基づくこととする。

なお、障害福祉サービス事業者等に対する支払（振込）については、原則として、法人毎に一つの口座に対して行うものとする。その際、振込先口座は、原則として、障害福祉サービス事業者等が都国保連に介護給付費等の振込先口座として登録している口座とし、都が都国保連から必要な口座情報の提供を受けることについて、別紙様式2-1を用いて、障害福祉サービス事業者等から同意を得ることとする。ただし、民間事業者による報酬ファクタリングのサービスを利用し、介護給付費等の債権譲渡を行っている施設・事業所が交付対象施設・事業所に含まれる場合には、交付金の適正な執行の観点から、債権譲渡を行っていない施設・事業所の振込先口座又は都に届け出た口座に支払を行うこととする。

（承認申請）

第11条 障害福祉サービス事業者等は、承認申請書（別紙様式1）に、第12条の計画書を添えて、知事に承認申請を行うこと。

（計画書等の作成及び提出）

第12条 障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「計画書」という。）を、次の（1）から（4）までに掲げる事項について、別紙様式2により作成の上、令和6年4月15日までに知事に提出すること。

（1）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額

交付対象期間における福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の見込額をいう。

（2）賃金改善の見込額

賃金改善に要する費用の見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額であって、（1）の額以上となる額をいう。

（3）基本給等による賃金改善の見込額等

（2）のうち、令和6年4・5月分の賃金改善の見込額及び基本給等の引上げによる賃金改善の見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善の見込額が令和6年4・5月分の交付金の見込額の3分の2以上となるようにすること。

（4）賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期（原則として令和6年2月）や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、ベースアップの見込みを記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

（実績報告書等の作成及び提出）

第13条 障害福祉サービス事業者等は、福祉・介護職員処遇改善実績報告書（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金分）（以下「実績報告書」という。）を、次の（1）から（5）までに掲げる事項について、別紙様式3により作成の上、令和6年9月末日までに知事に提出し、2年間保存することとする。ただし、第8条の障害福祉サービス等報酬の月遅れ請求等に係る過誤調整により、交付金額が変動する場合は、実績報告書の提出期限を令和6年11月末日とする。

なお、計画書の提出後に休廃止を行った障害福祉サービス事業者等については、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

（1）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の総額

(2) 賃金改善所要額

各障害福祉サービス事業所等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額であって、(1)の額以上の額を記載する。

(3) 基本給等による賃金改善所要額等

(2)のうち、令和6年4・5月分の賃金改善所要額及び基本給等の引上げによる賃金改善所要額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。ただし、基本給等の引上げによる賃金改善額が令和6年4・5月分の交付金の総額の3分の2以上となるようにすること。

(4) 賃金総額等

以下のア、イを記載する。ただし、アの額はイの額以上であること。

ア 令和6年2月から5月の処遇改善臨時特例交付金を除いた賃金総額

イ 令和5年2月から5月の賃金総額

(5) ベースアップの実施

ベースアップの実施有無及びベースアップ率等を記載すること（賃金改善はベースアップを基本とすることに留意）。

（届出内容を証明する資料の保管及び提示）

第14条 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けようとする障害福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を2年間保管し、都道府県知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。）
- (2) 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

（変更の届出）

第15条 障害福祉サービス事業者等は、計画書に変更（次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、知事に別紙様式4の変更届出書を用いて変更の届出を行う。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- (2) 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して申請を行う事業者において、当該申請に係る障害福祉サービス事業所等に変更（廃止等の事由による。）があった場合、別紙様式2-1の2及び別紙様式2-2
- (3) 就業規則を改訂（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改訂の概要

（特別事情届出書）

第16条 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この条において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の(1)から(4)までの事項を記載した別紙様式5の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を知事に届け出ること。

- (1) 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の交付を受けている障害福祉サービス事業所等の法人の収支（障害福祉サービス及び事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- (2) 福祉・介護職員等の賃金水準の引下げの内容
- (3) 当該法人の経営及び福祉・介護職員等の賃金水準の改善の見込み
- (4) 福祉・介護職員等の賃金水準を引き下げることにについて適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

（交付条件）

第 17 条 本交付金の交付に当たっては、交付金の交付の目的を達成するために、別記の交付条件を付するものとする。

（暴力団の排除）

第 18 条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく交付金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者又は構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

（適用除外）

第 19 条 東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 2 条の規定による適用除外についての知事の指定を受けるものとする。

（留意事項）

第 20 条 障害福祉サービス事業者等は、以下の点に留意すること。

- (1) 本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、ベースアップ等加算による賃金改善額には含めないこととする。
- (2) 交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の事業所・施設（福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の対象である事業所・施設に限る。）における賃金改善に充てることができる。

（委任）

第 21 条 この要綱に定めのない事項は、別途福祉局長が定めることができる。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援 A 型	0.7%
就労継続支援 B 型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注 1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注 2 就労定着支援及び自立生活援助は令和 6 年 4 月から適用する

別表 2 交付金対象外サービス

サービス区分	交付率
計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%

別記

交付条件

1 交付申請及び交付決定の省略

本交付金は、第8条の交付額の計算方法により算定するが、第10条において「交付額の算定根拠となる毎月の障害福祉サービス等報酬総額は、障害福祉サービス事業者等が東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）等へ送付した請求情報に基づくこと」及び「毎月、障害福祉サービス等報酬総額が確定した段階で支払うこと」としているため、交付申請及び交付決定は省略する。

2 承認事項

次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについてはこの限りではない。

- （１）事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告

交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通しその他必要な事項を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 交付金事業の遂行命令

- （１）知事は、交付対象事業者が提出する報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、交付金事業が交付金の交付要件又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、交付事業者に対し、これらに従って事業を遂行すべきことを命じることがある。
- （２）（１）の命令に違反したときは、知事は、交付金事業の一時停止を命じることがある。

5 是正のための措置

- （１）知事は、第13条の実績報告書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、交付金事業が交付金の交付要件又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該交付金事業につき、これに適合させるための処置を取ることを命じるものとする。
- （２）第13条の規定による実績報告は、（１）の命令により必要な処理をした場合においてもこれを行わなければならない。

6 交付金の返還

- （１）知事は、交付対象事業者が次のアからオまでのいずれかに該当したときは、既に交付された一部又は全部の交付金について、期間を定めて返還を命じるものとする。
 - ア 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けたとき。
 - イ 交付金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 交付金の交付要件又はこれに付した条件に違反したとき。
 - エ 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処された場合

オ 交付を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

- (2) 知事は、交付対象事業者が第 13 条の規定により実績報告書を提出した場合において、交付金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いながら第 16 条の特別事情届出書の届出が行われていない等、交付要件を満たさない場合には、期間を定めて返還を命じることができる。
- (3) 知事は、第 8 条の規定による過誤調整により、交付対象事業者に既に交付された交付金の額に過誤等が生じ、交付金の返還が必要となった場合には、既に交付された一部又は全部の交付金について、期間を定めて返還を命じることができる。

7 違約加算金

- (1) 交付対象事業者は、6（1）の規定により既に交付された一部又は全部の交付金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領日の日（交付金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する交付金は、最最後の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡り、それぞれの日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該交付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) の規定により違約加算金の納付を命ぜられた場合において、納付した金額が返還を命ぜられた交付金額の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた交付金の額に充てるものとする。

8 延滞金

- (1) 交付対象事業者は、交付金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- (2) (1) の規定により延滞金の納付を命ぜられた場合において、返還を命ぜられた交付金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付額を控除した額によるものとする。

9 他の補助金等の一時停止等

交付対象事業者が、交付金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該交付金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納額とを相殺するものとする。

10 財産処分の制限

- (1) 交付対象事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の機械及び器具を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したものについてはこの限りでない。
- (2) 交付対象事業者が知事の承認を受けて（1）の規定により財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、この収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

- (3) 交付対象事業者は、本交付金により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

11 関係書類及び帳簿の整理保管

交付対象事業者は、交付金事業に係る収入、支出その他関係書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

12 他の補助金等との重複の禁止

この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、他の地方公共団体等からの補助金等の交付を受けてはならない。